

【提案項目】

東日本大震災に係る被災県外に避難している避難者への支援充実の観点から、当該避難者に対して受入都道府県側で実施している、相談業務や情報の提供、交流会の開催等のソフト面での支援について、受入都道府県に対する必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災に係る被災県外の避難者に対する支援については、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の提供など、各被災県からの応援要請により実施しているところである。

しかし、避難の長期化に伴い、健康や就労、子育て等、避難者が抱えている問題も深刻化してきており、各避難者の避難先での自立や故郷への帰還を阻害する要因となっている。

そうした問題に対応すべく、受入都道府県においても、相談受付体制や情報発信体制の整備など問題の解決に向けた取組を行ってきているところであるが、それらに要する費用については、緊急雇用制度等の既存制度の活用や受入都道府県の持ち出し等で対応しており、予算の確保に苦慮している状況である。

よって、避難者に対する支援を充実するため、相談体制の整備や交流・相談会の開催など、受入都道府県が行う支援業務について、国から直接、受入都道府県に対する所要の財政措置を講じる必要がある。